

甲州市就学援助費支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲州市就学援助費支給要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給の資格)

第2条 要綱第2条第2号に規定する教育委員会が特に必要と認めた者とは、次の各号のいずれか該当する者を目安とする。

- (1) 保護者が職業安定所登録日雇労働者
- (2) 保護者の職業が不安定で生活状態が悪い者
- (3) 学校納付金の納付状態が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者
- (4) 経済的な理由による欠席日数が多い者

(申請の添付書類)

第3条 就学援助を受けようとする者は、要綱第3条で規定する申請書及び添付書類の他に就学援助費の支給を指定する金融機関の預金口座(以下「指定口座」という。)の写しの添付を要するものとする。

2 校長は、前項の指定口座が市の債権者登録がなされていない場合は、市が定める債権債務者登録申請書を作成し、添付書類とともに教育委員会へ提出する。

(年度当初認定日)

第4条 要綱第5条第4項に規定する教育委員会が定める期日については、毎年度4月末日とする。

附則

この要領は平成23年4月1日から実施する。